

青森市産官学連携プラットフォーム設置規程

(設置)

第1条 青森市高等教育機関の活性化の促進と魅力あるまちづくりのため、産官学がプラットフォームを形成し一体となって取り組む必要があることから、青森市内高等教育連携機関、青森市及び青森商工会議所による青森市産官学連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(組織)

第2条 プラットフォームは次に掲げる機関により組織する。

- 一 青森市内高等教育連携機関関係
 - 青森県立保健大学
 - 青森公立大学
 - 青森大学
 - 青森中央学院大学
 - 青森中央短期大学
 - 青森明の星短期大学
 - 二 行政関係
 - 青森市
 - 三 経済関係
 - 青森商工会議所
- 2 プラットフォームに会長を置き、第2条第1項に規定する機関の長の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 プラットフォームに副会長を置くことができ、第2条第1項に規定する機関の長の互選によりこれを定める。
 - 5 副会長は、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(協議会の開催)

第3条 プラットフォームに協議会を置く。協議会の構成員は、第2条第1項に規定する機関の長とする。

- 2 協議会の議長はプラットフォームの会長をもって充てる。
- 3 協議会は会長が招集し、年2回以上開催する。

(所掌事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 プラットフォームの基本方針の策定に関すること
- 二 プラットフォームの中長期計画の策定に関すること
- 三 プラットフォームの基本方針及び中長期計画の実行に関すること
- 四 その他、プラットフォームに必要な事項

(ワーキンググループ)

第5条 協議会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、中長期計画の項目に沿って設置する。

(事務局)

第6条 プラットフォームの事務局は、第2条第1項一に規定する機関に置く。

2 前項にかかわらず、当分の間、事務局は青森明の星短期大学に置く。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

また、青森市産官学連絡会議設置要綱は同日付で廃止する。